

空 軍	國 防 費	化 學 特 別 委 員 會 兵 器	人 員 特 別 委 員 會
松井全權 永野全權 堀田公使 建川少將 小旗少將	佐藤全權 武者小路公使 建川少將 小旗少將	小旗少將	建川少將
寺崎領事 祝遜信書記官 岡崎遜信書記官	安東書記官 荒川書記官	阪本書記官	山田書記官
小笠原大佐 楠木少佐	藤江大佐 大塚主計正	十川中佐 原田軍醫正	本間大佐 富永少佐
塚原大佐 奥田中佐	小林(宗)大佐 山本主計中佐	榎本書記官 小林軍醫中佐	小林(仁)大佐 緒方中佐

補

1

軍縮条約案(仮訳)

軍縮會議準備委員會作成

軍縮條約案

假譯

條約局第三課

條約案^(註)

^(註) 左記代表ノ一般の留保参照

「トルコ」國代表	報告書第四十一項
獨逸國代表	同 第四十二項
諸威國代表	同 第四十三項
「アイルランド」自由國代表	同 第四十三項

第一條

締約國ハ本條約ニ規定セラルル所ニ從ヒ各自ノ軍備ヲ制限シ及能フ限り之ヲ縮少スルコトヲ約ス

第一編 人^(註)

^(註) 獨逸國代表ノ留保参照 報告書第七十九項

甲章 人員

第二條

各締約國ニ關シ及本章附屬表ニ定メララル各人員類別ニ付テハ陸軍、海軍及空軍又ハ陸、海及空ノ軍隊の組織團體ノ日割平均人員ハ右表ノ相當欄ニ於テ右各締約國ニ關シ定メララル數字ヲ超エザルベシ

第三條

日割平均人員ハ毎年度ノ勤務總日數ヲ該年度ノ日數ヲ以テ除シテ計算セラル

第四條

軍隊の組織團體トハ法律上ノ用途ノ如何ヲ問ハズ平時ヨリ幹部、編制、教育、兵器、裝具ニ依リ動員ノ措置ナクシテ軍事上ノ目的ニ使用セラレ得ベキ各種警察、憲兵、税關吏、森林看守及右條件ニ該當スル他ノ一切ノ團體ヲ謂フ
本條ノ意義ニ於ケル動員トハ各種ノ軍隊、勤務部及團體ノ全部又ハ一部ニ對シ平時編制ヨリ戰時編制ニ移ルニ必要ナル人員及機材ヲ支給スルコトヲ目的トスル措置ノ全部ヲ謂フ

第一編甲章ノ附屬表（註）

（註） 第一編甲章附屬ノ或表ニ關シテハ左記代表ノ留保參照
佛蘭西國代表 報告書第六十五項
獨逸國代表 同 第七十三項、第七十四項
伊太利國代表 同 第七十三項、第七十五項、第七十六項
「トルコ」國代表 同 第七十七項

陸軍ニ於テ超過スベカラザル日割平均人員ノ表

締約國	第一表 本國駐屯陸軍ノ最大限			第二表（任意的） 海外駐屯陸軍ノ最大限			第三表 陸軍ノ總計最大限		
	(イ)總人員 (ロ)及ハニ (ハ)明記セラルル人員 員ヲ含ム	(ロ)將校	(ハ)少クトモ X(註)月 ノ勤務ヲ 完了セル 他ノ軍人	(イ)總人員 (ロ)及ハニ (ハ)明記セラルル人員 ヲ含ム	(ロ)將校	(ハ)少クトモ X(註)月 ノ勤務ヲ 完了セル 他ノ軍人	(イ)總人員 (ロ)及ハニ (ハ)明記セラルル人員 員ヲ含ム	(ロ)將校	(ハ)少クトモ X(註)月 ノ勤務ヲ 完了セル 他ノ軍人
甲									
乙									
丙									
丁									
イ									

（註） 本數字ハ條約署名ノ際ニ於ケル締約國ノ徵兵制度ノ陸軍ニ於テ現行中ノ最長勤務期間ニ依リ決定セラルベシ

軍隊的（陸軍）組織團體ニ於テ超過スベカラザル日割平均人員ノ表

締約國					
	甲	乙	丙	丁	イ
第四表 限 本國駐屯軍隊の組織團體ノ最大	(イ) 總人員 (ロ) 及ハ欄ニ明記セラルル人員 (ハ) ナ含ム	(ロ) 將校又ハ將校相當職員	(ハ) 少クトモX (註) 月ノ勤務ヲ完了セル他職ノ軍人又ハ職員	(イ) 總人員 (ロ) 及ハ欄ニ明記セラルル人員 (ハ) ナ含ム	(ロ) 將校又ハ將校相當職員
第五表 限 海外駐屯軍隊の組織團體ノ最大	(イ) 總人員 (ロ) 及ハ欄ニ明記セラルル人員 (ハ) ナ含ム	(ロ) 將校又ハ將校相當職員	(ハ) 少クトモX (註) 月ノ勤務ヲ完了セル他職ノ軍人又ハ職員	(イ) 總人員 (ロ) 及ハ欄ニ明記セラルル人員 (ハ) ナ含ム	(ロ) 將校又ハ將校相當職員

(註) 本數字ハ條約署名ノ際ニ於ケル締約國ノ徵兵制度ノ陸軍ニ於テ現行中ノ最長勤務期間ニ依リ決定セラルベシ

海軍ニ於テ超過スベカラザル日割平均人員ノ表

締約國					
	甲	乙	丙	丁	イ
第六表 海軍ノ最大限	總人員 (士官、下士官及兵)				
第七表 軍隊的（海軍）組織團體ノ最大限	總人員 (士官、下士官及兵又ハ各級職員)				

空軍ニ於テ超過スベカラザル日割平均人員ノ表

締 約 國					第八表(任意的) 本國駐屯空軍ノ最大限		第九表(任意的) 海外駐屯空軍ノ最大限		第十表 空軍ノ總計最大限	
甲	乙	丙	丁	イ	(イ) 總人員 (ロ) 欄ニ明記セラ ル人員ヲ含 ム	(ロ) 少ク トモ (註)月ノ勤務ヲ 完了セル人員 (將校(士官、下 士官及兵卒)	(イ) 總人員 (ロ) 欄ニ明記セラ ル人員ヲ含 ム	(ロ) 少ク トモ (註)月ノ勤務ヲ 完了セル人員 (將校(士官、下 士官及兵卒)	(イ) 總人員 (ロ) 欄ニ明記セラ ル人員ヲ含 ム	(ロ) 少ク トモ (註)月ノ勤務ヲ 完了セル人員 (將校(士官、下 士官及兵卒)

(註) 本數字ハ條約署名ノ際ニ於ケル締約國ノ徵兵制度ノ空軍ニ於テ現行中ノ最長勤務期間ニ依リ決定セラルベシ

軍隊的(空軍)組織團體ニ於テ超過スベカラザル日割平均人員ノ表

締 約 國					第十一表 本國駐屯軍隊の組織團體ノ最 大限		第十二表 海外駐屯軍隊の組織團體ノ最 大限	
甲	乙	丙	丁	イ	(イ) 總人員 (ロ) 欄ニ明記セラ ル人員 員ヲ含ム	(ロ) 少ク トモ (註)月ノ勤務ヲ完了セ ル人員 (將校(士官、下士 官、兵卒及各級職員)	(イ) 總人員 (ロ) 欄ニ明記セラ ル人員 員ヲ含ム	(ロ) 少ク トモ (註)月ノ勤務ヲ完了セ ル人員 (將校(士官、下士 官、兵卒及各級職員)

(註) 本數字ハ條約署名ノ際ニ於ケル締約國ノ徵兵制度ノ空軍ニ於テ現行中ノ最長勤務期間ニ依リ決定セラルベシ

乙章 勤務期間

第五條

本章ノ規定ハ徵兵ノ方法ニ依リ徵集セラルル人員ニノミ適用セラル

第六條

各關係締約國ニ關シテハ徵兵ノ方法ニ依リ徵集セラレタル人員ガ夫々陸軍、海軍及空軍又ハ陸、海及空ノ軍隊的組織團體ニ於テ服スベキ勤務總期間ノ最大限ハ本章附屬表ニ於テ右各締約國ニ關シ定メラルル數字ヲ超エザルコトヲ要ス

第七條

各人ニ關シテハ勤務總期間トハ右各人ガ其ノ國法ニ依リ服スルコトヲ要スル各種ノ勤務期間ニ含マルル總日數トス

第八條

例外トシテ、各關係締約國ハ出產不足ニ因リ本編甲章附屬表ニ於テ自國ニ關シ定メラルル人員ノ最大限ニ達スル爲増加ヲ必要トスベキ限度ニ於テ本章附屬表ニ於テ自國ノ受諾セル制限ヲ超ユルコトヲ得ベシ

右權能ヲ行使スルコトアルベキ締約國ハ其ノ執ルコトアルベキ措置及之ヲ正當ナラシムル理由ヲ他ノ締約國及本條約第六編ニ掲ゲラルル常設軍縮委員會ニ直ニ通告スベキモノトス

第九條

如何ナル場合ニ於テモ勤務總期間ハ、月ヲ超ユルコトヲ得ザルベシ

第一編乙章ノ附屬表

締約國	甲 乙 丙 丁			
	陸軍	海軍	空軍	軍
徵兵ノ方法ニ依リ徵集セララルル人員ガ軍隊又ハ軍隊的組織團體ニ於テ服スベキ勤務總期間ノ最大限				

第二編 機材

甲章 陸軍軍備 (註)

第十條 (註)

(註) 左記代表ノ留保參照
獨逸國代表 報告書第百二項及第百三項
米國代表 同 第九十四項
「トルコ」國代表 同 第九十九項

(註) 本條ニ關シ意見ヲ表明スル爲ニハ各政府ハ會議ニ於テ、本條附屬書ノ作成ヲ可能ナラシムル爲ニ送付セラルベキ豫算專門家委員會ノ報告書ヲ考慮スベシ
準備委員會ハ十六票對三票及棄權六票ヲ以テ經費ニ依リ制限ノ主義ヲ採用セリ
右委員會ハ又左ノ決議ヲ討論セリ
「準備委員會ハ直接制限ノ主義ガ陸軍用機材ニ關シ通用セラルベキモノナリト認ム」
右決議ヲ表決ニ付シタルニ九票ノ賛成、九票ノ反對及七票ノ棄權アリタリ
最後ニ準備委員會ハ兩方法併用ノ主義ヲ審議シタルニ委員九名ハ右主義ニ賛成、意ヲ表シ十一名ハ反對ノ投票ヲ爲シ又五名ハ棄權セリ

(附屬書ノ作成ヲ條件トセル假條文)

各締約國ノ陸軍用機材ノ維持、購入及製造ノ爲ノ毎年ノ經費ハ本條、附屬書ニ於テ右各締約國ニ關シ定メラルル數字ノ限度ニ及同附屬書ニ於テ定メラルル條件ニ依リ制限セラルベシ

乙章 海軍軍備 (註) (註)

第十一條 (註) (註)

(註) 本章ニ示サルル數字及日附ハ單ニ例示トシテ掲ゲラルル右數字及日附ノ大部分ハ「ロジントン」條約及「ロンドン」條約ニ依リ定メラルル數字及日附ニ該當ス
(註) 左記代表ノ一般留保參照
獨逸國代表 報告書第百九項
伊太利國代表 同 第百八項

(註) 「ユーゴスラヴィア」國及「フィンランド」國ノ代表ノ留保參照 報告書第百十六項

(註) 伊太利國代表ノ留保參照 報告書第百十二項

本條約ノ有効期間中ハ本章第一附屬書ニ依リ制限ヲ免除セラルル艦船及第二附屬書ニ列舉セラルル特殊艦船以外ノ各締約國ノ艦船ノ總「トン」數ハ本章附屬第一表ニ於テ右各締約國ニ關シ定メラルル數字ヲ超エザルベシ

第十二條 (註)

(註) 伊太利國代表ノ留保參照 報告書第百十二項

本章附屬第二表ハ各締約國ガ自國ニ關シ第一表ニ示サルル數字ノ限度ニ制限セラルル總「トン」數ヲ本條約ノ適用期間中割當テントスル方法ヲ艦種別「トン」數ニ依リ示ス

第十三條

各締約國ハ第一表ニ於テ自國ニ關シ定メラルル總「トン」數ノ制限内ニ於テ且自國ガ當事國タルカ又ハ當事國タルコトアルベキ特殊條約ヨリ生ズル一層嚴格ナル條件ナキ場合ニハ第二表ニ於テ自國ニ關シ示サルル割當ヲ左ノ二條件ノ留保ノ下ニ變更スルコトヲ得

(一) 各締約國ニ關シ第二表ニ於テ示サルル艦種別「トン」數ハ如何ナル場合ニモ本章附屬第三表ニ於テ右各締約國ニ關シ示サルル數字ヲ超エ増加セラルルコトナカルベシ

(二) 建造ノ爲ニ融通「トン」數ヲ割當テラレタル艦船ノ起工前ニ於テ融通ヲラルベキ「トン」數ハ他ノ一切ノ締約國、事務總長及常設軍縮委員會ニ通知セラルルコトヲ要ス右通知ノ期限ハ第三表ニ於テ各締約國ニ關シ定メラルルモノタルベシ

第十四條

主力艦ハ基準排水量三萬五千「トン」(三萬五千五百六十「メートル」式「トン」)ヲ超エザルベク又口徑十六「インチ」(四百六「ミリメートル」)ヲ超ユル砲ヲ搭載セザルベシ

第十五條

航空母艦ハ基準排水量二萬七千「トン」(二萬七千四百三十二「メートル」式「トン」)ヲ超エザルベク又口徑八「インチ」(二百三「ミリメートル」)ヲ超ユル砲ヲ搭載セザルベシ

基準排水量一萬「トン」(一萬百六十「メートル」式「トン」)又ハ之ニ達セザル航空母艦ハ口徑六・一「インチ」(百五十五「ミリメートル」)ヲ超ユル砲ヲ搭載セザルベシ

備砲中ニ口徑六・一「インチ」(百五十五「ミリメートル」)ヲ超ユルモノアルトキハ航空機防禦砲及口徑五・一「インチ」(百三十「ミリメートル」)ヲ超エザル砲ヲ除クノ外備砲ノ數ハ合計十門ヲ超ユルコトヲ得ズ又備砲中ニ口徑六・一「インチ」(百五十五「ミリメートル」)ヲ超ユルモノナキトキハ砲ノ數ハ制限セラルコトナシ右何レノ場合ニ於テモ航空機防禦砲及口徑五・一「インチ」(百三十「ミリメートル」)ヲ超エザル砲ノ數ハ制限セラルコトナシ

第十六條

潜水艦ハ基準排水量二千「トン」(二千三十二「メートル」式「トン」)ヲ超エザルベク又口徑五・一「インチ」(百三十「ミリメートル」)ヲ超ユル砲ヲ搭載セザルベシ

第十七條

本條約ニ依リ定メラルル排水量又ハ武裝ニ關スル制限ヲ超ユル艦船ハ何レノ締約國モ之ヲ取得シ又ハ之ヲ建造シ、建造セシメ若ハ其ノ法域内ニ於テ之ガ建造ヲ許スコトヲ得ズ

第十八條

本條約ニ依リ制限セラルル艦船ノ代換ニ關シテハ締約國ハ本章第四附屬書ニ掲ゲラルル規則ニ從フベシ

第十九條 (註)

(註) 日本國代表ノ留保參照 報告書第三百三十四項

商船ハ艦船ニ變更スルノ目的ヲ以テ平時之ニ武裝ヲ施スノ準備ヲ爲スコトヲ得ズ但シ口徑六・一「インチ」(百五十五「ミリメートル」)ヲ超エザル砲ヲ搭載スル爲必要ナル甲板ノ補強設備ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條

締約國ハ戰爭ニ從事スル場合ニ於テハ其ノ法域内ニ於テ他國ノ爲ニ建造中ノ艦船又ハ其ノ法域内ニ於テ他國ノ爲ニ建造セラレタルモ引渡ヲ了セラレザル艦船ヲ艦船トシテ使用スルコトヲ得ズ

第二十一條

各締約國ハ贈與、賣却又ハ如何ナル讓渡ノ形式ニ依ルヲ問ハズ其ノ艦船ガ外國ノ海軍ニ於テ艦船ト爲リ得ルガ如キ方法ニ依リ之ヲ處分セザルベキコトヲ約ス

第二十二條

本條約ニ依リ許サル「トン」數ヲ超過スルモノトシテ處分セラルベキ艦船ハ本章第五附屬書ニ掲ゲラルル規則ニ從ヒ處分セラルベシ

第二十三條

千九百三十年四月一日前ニ固定練習用施設又ハ「ハルク」トシテ使用セラレタル各種型式ノ現存艦船ハ航海不能ノ狀態ニ於テ保有セラルルコトヲ得

第二十四條 (註一)(註二)

(註一) 本條ニ關シ意見ヲ表明スル爲ニハ各政府ハ會議ニ於テ、本條附屬書ノ作成ヲ可能ナラシムル爲送付セラルベキ豫算專門家委員會ノ報告書ヲ考慮スベシ

(註二) 左記代表ノ留保參照

佛蘭西國代表	報告書第三百三十九項
日本國代表	同 第四百十項
獨逸國代表	同 第四百十一項
英國及伊太利國ノ代表	同 第四百二十二項

(附屬書ノ作成ヲ條件トセル假條文)

各締約國ノ海軍用機材ノ維持、購入及製造ノ爲ノ毎年ノ經費ハ、、附屬書ニ於テ右各締約國ニ關シ定メラルル數字ノ限度ニ及同附屬書ニ於テ定メラルル條件ニ依リ制限セラルベシ

附記 左ノ二條ハ「ロンドン」海軍條約第三編ニ掲ゲラレ且該締約國が受諾スルノ用意アルコトアルベキ補足的制限ノ例トシテ引用セラル (註)

(註) 希臘國及西班牙國代表ノ留保參照 報告書第四百十三項

第、一、條
「巡洋艦艦種」ニ於ケル割當合計「トン」數ノ二割五分ヲ超エザルモノニハ航空機着艦用ノ臺又ハ甲板ヲ裝備スルコトヲ得」
第、二、條
「驅逐艦艦種」ニ於テハ割當合計「トン」數ノ一割六分ヲ超エザルモノハ基準排水量千五百「トン」(千五百二十四「メートル」式「トン」ヲ超エル艦船ニ使用セラルルコトヲ得」

第二編乙章ノ附屬表

第一 表

締 約 國	總 「ト ン」
甲 乙 丙 丁 戊 巳 庚	

第二 表

締 約 國 (ノモルラメ定ニ書屬附三第)	艦 種	甲	乙	丙	丁	戊	巳	庚		
(一)	主 力 艦 (イ)									
(二) (註)	艦 母 空 航 (ロ)									
(一) 「インチ」 五五「ミリ」 超五「ミリ」 搭載 超五「ミリ」 搭載 超五「ミリ」 搭載	巡 洋 艦 (ハ)									
(二) 「インチ」 五五「ミリ」 五五「ミリ」 及 之ニ達セザ ル砲ヲ搭載	輕 水 上 艦 船 (ニ)									
	驅 逐 艦									
	潛 水 艦 (ホ)									

(註) 基準排水量八千「トン」(八千二百二十八「メートル」式「トン」)ヲ超エル主力艦ヲ有セザル締約國ニ關スルモノ

第三表 融 通 規 則

本表ニ記入セラルベキ數字ハ左ノ原則ニ依リ計算セラルベシ

- 一 各國ノ特殊事情及融通艦種ヲ考慮スベシ
- 二 總「トン」數十萬「トン」(註)ヲ超エザル國ハ水上艦船ニ關シ完全ナル融通ノ自由ヲ有スベシ
- 三 他ノ國ニ關シテハ融通量ハ各自ノ總「トン」數ニ反比例シテ變化スベシ

(註) 本數字ハ例示トシテ掲ゲラル

第二編乙章ノ附屬書

第一附屬書

制 限 外 艦 船

左ノ艦船ハ之ニ對シ制限ヲ附スルコトアルベキ特別ノ協定ヲ留保シ制限ヲ免除セラル

- (イ) 基準排水量六百「トン」(六百十「メートル」式「トン」)以下ノ海軍水上戦闘艦船
基準排水量六百「トン」(六百十「メートル」式「トン」)ヲ超ユルモ二千「トン」(二千三十二「メートル」式「ト
ン」)ヲ超エザル海軍水上戦闘艦船但シ左ノ特性ノ何レヲモ有セザル場合ニ限ル
- (一) 口徑六・一「インチ」(百五十五「ミリメートル」)ヲ超ユル砲ヲ搭載スルコト
- (二) 口徑三「インチ」(七十六「ミリメートル」)ヲ超ユル砲ヲ四門ヲ超エ搭載スルコト
- (三) 魚雷ヲ發射スル樣設計セラレ又ハ裝置セラレタルコト
- (四) 二十「ノット」ヲ超ユル速力ヲ得ル樣設計セラレタルコト
- (ハ) 特ニ戦闘艦船トシテ建造セラレタルニ非ザル海軍ノ水上艦船ニシテ艦隊要務ノ爲ニ使用セラレ、軍隊輸送船トシテ
使用セラレ又ハ戦闘艦船トシテノ用途以外ノ用途ニ使用セラルルモノ但シ左ノ特性ノ何レヲモ有セザル場合ニ限ル
- (一) 口徑六・一「インチ」(百五十五「ミリメートル」)ヲ超ユル砲ヲ搭載スルコト
- (二) 口徑三「インチ」(七十六「ミリメートル」)ヲ超ユル砲ヲ四門ヲ超エ搭載スルコト
- (三) 魚雷ヲ發射スル樣設計セラレ又ハ裝置セラレタルコト
- (四) 二十「ノット」ヲ超ユル速力ヲ得ル樣設計セラレタルコト
- (五) 裝甲板ニ依リ防護セラレタルコト

特殊艦船表

[illegible]

定義

本條約ノ適用ニ付テハ左ノ用語ハ本附屬書ニ定ムラルル意義ニ於テ解セラルベシ

(イ) 主力艦

- | | |
|---|---|
| 一 基準排水量一萬「トン」(一萬百六十「メートル」式「トン」)ヲ超ユル艦船又ハ口徑八「インチ」(二百三「ミリメートル」)ヲ超ユル砲ヲ搭載スル艦船ニシテ航空母艦ニ非ザルモノ | 二 基準排水量八千「トン」(八百二十八「メートル」式「トン」)ヲ超ユル主力艦ヲ有セザル締約國ニ對シテハ |
|---|---|

(口)
航空母艦

排水量ノ如何ヲ問ハズ特ニ且專ラ航空機ヲ搭載スルノ目的ヲ以テ設計セラレ且艦上ニ於テ航空機ノ發着シ得ル構造ヲ有スル一切ノ水上艦船

(一)
巡
洋
艦

主力艦又ハ航空母艦以外ノ水上艦船ニシテ基準排水量千八百五十「トン」(千八百八十「メートル」式「トン」)ヲ超ユルカ又ハ口徑五・二「インチ」(百三十「ミリメートル」)ヲ超ユル砲ヲ有スルモノ

巡洋艦種ハ左ノ如ク二級二分タル

- (一) 口径六・二「インチ」(百五十五「ミリメートル」)ヲ超
 ユル砲ヲ搭載スル巡洋艦
- (二) 口径六・二「インチ」(百五十五「ミリメートル」)ヲ超
 ユル砲ヲ搭載セザル巡洋艦

(二) 驅逐艦

基準排水量千八百五十「トン」(千八百八十「メートル」式「トン」)ヲ超エザル水上艦船ニシテ口徑五・一「インチ」(百三十「ミリメートル」)ヲ超エザル砲ヲ有スルモノ

(一)
(二)
輕水上艦船

- 航空母艦以外ノ水上艦船ニシテ基準排水量一萬「トン」
 (一萬百六十「メートル」式「トン」)ヲ超エズ且口徑八「イ
 ンチ」(二百三「ミリメートル」)ヲ超エザル砲ヲ有スルモ
 輕水上艦艦種ハ左ノ如ク二級ニ分タル
- (一) 口徑六・一「インチ」(百五十五「ミリメートル」)ヲ超
 ヌル砲ヲ搭載スル艦船
- (二) 口徑六・一「インチ」(百五十五「ミリメートル」)ヲ超
 ヌル砲ヲ搭載セザル艦船

基準排水量

- 一 水上艦船ノ基準排水量トハ乗員充實セラレ、機關据附ケラレ且航海準備（一切ノ武器及彈藥、齊備品、艤裝品、乗員用ノ糧食及清水、各種ノ需品並ニ戰時ニ於テ搭載セラルベキ各種ノ要具ヲ含ム）完成シ唯燃料及豫備罐水ヲ搭載セザル工事完成セル艦船ノ排水量ヲ謂フ
- 二 潜水艦ノ基準排水量トハ乗員充實セラレ、機關据附ケラレ且航海準備（一切ノ武器及彈藥、齊備品、艤裝品、乗員用ノ糧食、各種ノ需品並ニ戰時ニ於テ搭載セラルベキ各種ノ要具ヲ含ム）完成シ唯燃料、潤滑油、清水又ハ「バラスト」用水ハ如何ナル種類ノモノタルヲ問ハズ之ヲ搭載セザル工事完成セル艦船（非防水構造内ノ水ヲ含マズ）ノ水上排水量ヲ謂フ
- 三 海軍ノ各戰團艦船ハ基準狀態ニ在ル際ノ該艦船ノ排水量「トン」數ニテ計測セラルベシ
「トン」ナル語ハ「メートル」式「トン」ナル用語ニ於クルモノヲ除クノ外二千二百四十「ボンド」（千十六「キログラム」）ノ「トン」ナリト解セラルベシ

第四附屬書

代換規則

- 一 本附屬書四ニ規定セラルル所ヲ除クノ外本條約ニ依リ制限セラルル艦船ハ其ノ「艦齡超過」ト爲ルニ先チ代換セラルルコトヲ得ズ
- 二 艦船ハ其ノ竣工ノ日後左記年數ガ經過シタルトキハ「艦齡超過」ト爲レルモノト看做サルベシ
(イ) 主力艦 現存艦船ノ代換ノ爲ニ必要ナルコトアルベキ特別ノ規定ヲ留保シ、二十年（註）
（註）「ロンドン」條約ニ依リ若干ノ締約國ハ「ロシントン」條約ニ規定セラルル所ニ從ヒ主力艦代換「トン」數ノ龍骨据附チナス自國ノ權

利チ千九百三十一年乃至千九百三十六年ノ期間中行使セザルコトヲ約シタリ

- (ロ) 航空母艦 現存艦船ノ爲ニ必要ナルコトアルベキ特別ノ規定ヲ留保シ、二十年
- (ハ) 基準排水量三千「トン」(三千四十八「メートル」式「トン」)ヲ超ユルモ一萬「トン」(一萬百六十「メートル」式「トン」)ヲ超エザル水上艦船
 - (一) 千九百二十年一月一日前ニ起工セラレタルトキハ十六年
 - (二) 千九百十九年十二月三十一日後ニ起工セラレタルトキハ二十年
- (ニ) 基準排水量三千「トン」(三千四十八「メートル」式「トン」)ヲ超エザル水上艦船
 - (一) 千九百二十一年一月一日前ニ起工セラレタルトキハ十二年
 - (二) 千九百二十年十二月三十一日後ニ起工セラレタルトキハ十六年
- (ホ) 潜水艦 十三年
- 三 代換「トン」數ノ龍骨ハ代換セラルベキ艦船ガ「艦齡超過」ト爲ル年ノ三年ノ期間前ニ於テハ据附ケラルルコトヲ得ズ但シ右期間ハ基準排水量三千「トン」(三千四十八「メートル」式「トン」)ヲ超エザル代換水上艦船ニ付テハ二年ニ短縮セラル
- 代換ノ權利ハ代換「トン」數ノ起工ノ遲延ニ依リ失ハルルコトナシ
- 四 艦船ハ亡失又ハ不慮ノ事變ニ依ル破壊ノ場合ニ於テハ直ニ代換セラルルコトヲ得但シ右代換「トン」數ハ本條約ノ排水量制限及他ノ規定ニ從フベシ

第五附屬書

艦船ノ處分規則

本條約ハ左ノ方法ニ依リ艦船ヲ處分スルコトヲ規定ス

- (一) 廢棄スルコト(沈没セシメ又ハ解體スルコト)
- (二) 艦船ヲ「ハルク」ニ變更スルコト
- (三) 艦船ヲ專ラ標的用ニ變更スルコト
- (四) 艦船ヲ專ラ實驗用ノ爲保有スルコト
- (五) 艦船ヲ專ラ練習用ノ爲保有スルコト

處分セラルベキ何レノ艦船モ當該締約國ノ選擇ニ依リ廢棄セラルルカ又ハ「ハルク」ニ變更セラルルコトヲ得
標的用、實驗用又ハ練習用ノ爲保有セラレタル艦船ハ終局ニ於テハ廢棄セラルルカ又ハ「ハルク」ニ變更セラルベシ

第一款 廢棄セラルベキ艦船

- (イ) 代換ノ事由ニ基キ廢棄ニ依リ處分セラルベキ艦船ハ其代艦ノ竣工又ハ其ノ代艦一隻ヲ超ユル場合ニハ該代艦中ノ第一隻ノ竣工ノ日後六月以内ニ戰闘任務ニ堪ヘザルモノト爲サルコトヲ要ス但シ右一隻又ハ數隻ノ新艦ノ竣工ガ遅延セラレタル場合ニ於テハ舊艦ヲ戰闘任務ニ堪ヘザルモノト爲スノ作業ハ右遅延ニ拘ラズ右一隻ノ新艦又ハ數隻ノ新艦中ノ第一隻ノ龍骨ノ据附ノ日より四年半以内ニ完了セラルベシ尤モ右一隻ノ新艦又ハ數隻ノ新艦ノ何レカガ基準排水量三千「トン」(三千四百十八「メートル」式「トン」)ヲ超エザル水上艦船ナル場合ニ於テハ右期間ハ三年半ニ短縮セラル
- (ロ) 廢棄セラルベキ艦船ハ左ノ諸物件ガ撤去セラレ且陸揚セラレタルカ又ハ艦内ニ於テ破壊セラレタルトキハ戰闘任務ニ堪ヘザルモノト看做サルベシ
- (一) 一切ノ砲及砲ノ主要部分、射撃指揮所並ニ一切ノ砲塔ノ旋回部
- (二) 一切ノ砲塔操作ノ水壓機械又ハ電力機械
- (三) 一切ノ射撃指揮要具及測距儀

- (四) 一切ノ彈藥、爆藥、機雷及機雷敷設用軌道
- (五) 一切ノ魚雷、實用頭部、魚雷發射管及發射管旋回盤用軌道
- (六) 一切ノ無線電信裝置
- (七) 一切ノ主要推進機械又ハ之ガ代トシテ装甲司令塔及一切ノ舷側装甲鈑
- (八) 一切ノ航空機用「クレーン」、「デリック」、昇降機及發進裝置並ニ一切ノ航空機著艦用若ハ離艦用ノ臺及甲板又ハ此等ノ代トシテ一切ノ主要推進機械
- (九) 潛水艦ニ付テハ右ノ外一切ノ主要蓄電池、空氣壓搾裝置及「バラスト、ポンプ」

(ハ) 廢棄ハ艦船ヲ戰闘任務ニ堪ヘザルモノト爲スノ作業ノ完了期限ノ到來ノ日より十二月以内ニ左ノ方法ノ何レカニ依リ
確定的ニ實行セラルベシ

- (一) 艦船ヲ永久ニ沈没セシムルコト
- (二) 艦船ヲ解體スルコト 解體ハ一切ノ機械、汽罐及装甲並ニ一切ノ甲板、舷側及艦底ノ鈑ノ破壊又ハ撤去ヲ常ニ包含スベシ

第二款 「ハルク」ニ變更セラルベキ艦船

「ハルク」ニ變更スルコトニ依リ處分セラルベキ艦船ハ本附屬書第一款(ロ)(六)(七)及(八)ヲ除クニ規定セラルル條件ガ充サレ且左記ガ實行セラレタルトキハ確定的ニ處分セラレタルモノト看做サルベシ

- (一) 一切ノ推進軸、推力承、「タービン」減速裝置又ハ推進用主電動機及主機械ノ「タービン」又ハ蒸汽笛ヲ修繕シ得ザル程度ニ損壞スルコト
- (二) 推進機張出承ヲ撤去スルコト
- (三) 一切ノ航空機用昇降機ヲ撤去シ且解體スルコト並ニ一切ノ航空機用「クレーン」、「デリック」及發進裝置ヲ撤去ス

コトヲ要ス

標的用途ニ變更セラルベキ艦船

用不能ノモノト爲サレタルトキハ戰鬪任務ニ堪ヘサルモノト看做サルベシ

(一)
一切ノ砲

(二) 一切之射擊指揮所及射擊指揮要具並二主要射擊指揮通信電線

(三) 砲架操作又ハ砲塔操作ノ一切ノ機械

(四) 一切ノ彈藥、爆藥、機雷、魚雷及魚雷發射管

(五) 一切ノ航空用設備及附屬物件

ルルコトヲ要ス

ル
ル
コ
ト
ヲ
要
ス

各締約國ハ專ラ標的ノ爲左記ヲ何時ニテモ同時ニ保有スルコトヲ許サル

(一) 三隻ヲ超エサル艦船(巡洋艦又ハ駆逐艦)但シ右三隻中一隻ニ限リ基準排水量三千一トン(三千四十八メートル)

式「トン」ヲ超ユルコトヲ得

(二) 潛水艦一隻

標的ノ爲艦船ヲ保有シタルトキハ當該締約國ハ之ヲ再ビ戰鬪任務用ニ變更セザルコトヲ約束ス

第四款 實驗用ノ爲保有セラルル艦船

専ラ實驗用ニ製更フルコトニ依リ處分セラルヘキ艦船ハ本附屬書第三款(イ)ノ規定ニ從ヒ處理セラルヘシ

一般的規則ヲ妨クルコトナク且他ノ締約國ニ適當ノ通告カ爲サルコトヲ條件トシ本附屬書第三款(イニ規定セラル

ル状態トノ相當ノ相違ハ特別ノ實驗用ノ爲必要ナルコトアルヘキ範圍内ニ於テ一時的措置トシテ許サルルコトヲ得

右規定ヲ利用スル何レノ締約國モ右相違ノ全細目及右相違ヲ必要トスル期間ヲ提示スルコトヲ要ス

(ハ) 各締約國ハ專ラ實驗用ノ爲左記ヲ何時ニテモ同時ニ保有スルコトヲ許サル

式「トシ」ヲ超ユルコトヲ得

(二) 潛水艦一隻

(二) 實驗用ノ爲艦船ヲ保有シタルトキハ當該締約國ハ之ヲ再ヒ戰鬪任務用ニ變更セザルコトヲ約ス

第五款 練習用ノ爲保有セラルル艦船

左ノ艦船ハ締約國ニ依リ專ラ練習用トシテ保有セラルルコトヲ得

(イ)ノ規定ニ依リ練習用ノ爲保有セラレタル艦船ハ該艦船ガ處分セラレコトヲ要スル日ヨリ六月以内ニ左ノ如ク處理

一、主力艦

左記ヲ實行スベシ

(一) 主砲、一切ノ砲塔ノ旋回部及砲塔操作機械ノ撤去但シ砲塔三基ハ兵装ノ儘各艦ニ存置セラルルコトヲ得

(二) 艦内ニ殘存スル砲ニ射撃訓練ノ爲要スル量ヲ超ユル一切ノ彈藥及爆藥ノ撤去

- (註) 「カナダ」代表ノ留保參照 報告書第百六十三項
- 三 締約國ハ經濟上、行政上又ハ社會上ノ目的ノ爲ニ設ケラレタルニ非ズシテ主トシテ軍事上ノ目的ノ爲ニ設ケラレタル航空路ニ對シ直接又ハ間接ニ補助金ヲ交付セザルコトヲ約ス
- 四 締約國ハ各國ノ非軍用航空企業間ノ經濟的協定ノ締結ヲ能フ限リ獎勵シ且之ガ爲協議スルコトヲ約ス

第二編丙章ノ附屬表 (註)

(註) 第二編丙章附屬表ニ關シテハ左記代表ノ留保參照

獨逸國代表 報告書第百五十五項

「トルコ」國代表 同 第百五十六項

伊太利國代表 同 第七十三項及第百五十五項

締約國	第一表 陸軍、海軍及空軍ノ飛行機				第二表 陸、海及空ノ軍隊的組織團體ノ飛行機			
	(イ) 軍隊ノ飛行機ノ合計	(ロ) (任意的) 在本國飛行機	(ハ) (任意的) 在海外飛行機	(ニ) (任意的) 航空運搬搭載飛行機	(イ) 軍隊的組織團體飛行機合計	(ロ) (任意的) 在本國飛行機	(ハ) (任意的) 在海外飛行機	
甲	數	總馬力	數	總馬力	數	總馬力	數	總馬力
乙	數	總馬力	數	總馬力	數	總馬力	數	總馬力
丙	數	總馬力	數	總馬力	數	總馬力	數	總馬力
丁	數	總馬力	數	總馬力	數	總馬力	數	總馬力
イ	數	總馬力	數	總馬力	數	總馬力	數	總馬力

第二十九條
(註)

(註) 左記代表ノ留保参照

獨逸國代表 報告書第百八十二項

米國代表 同 第一百八十一項

(附屬書ノ作成ヲ條件トセル假條文)

(註) 本條ニ關シテ陸軍 海軍及空軍ニ對スル支出ノ各別ノ制限ノ可能性ニ關シ意見ヲ表明スル爲ニハ各政府ハ會議ニ於テ、附屬書ノ作成ヲ可能ナラシムル爲送付セラルベキ豫算専門家委員會ノ報告書ヲ考慮スベシ

各締約國ノ陸軍、海軍及空軍並ニ陸、海及空ノ軍隊の組織團體ノ毎年ノ經費總額ハ、附屬書ニ於テ右各締約國ニ關シ定メラルル數字ノ限度ニ及同附屬書ニ於テ定メラルル條件ニ依リ制限セラルベシ

第四編 報道ノ交換

第三十條

本條附屬離形諸表ニ定メラルル各人員類別ニ付テハ報道ノ交換ハ各締約國ノ陸軍、海軍及空軍並ニ陸、海及空ノ軍隊の組織團體ニ於テ前年中ニ達シタル日割平均人員ニ付毎年行ハルベシ

右目的ノ爲ニハ各締約國ハ自國ニ關シ右諸表ガ作成セラルルニ必要ナル報道ヲ各年ノ終了後、一月以内ニ國際聯盟事務總長ニ送付スベシ各締約國ハ其ノ供給スル數字ノ基礎タル要素ヲ示シ且特ニ各人員種類（徵集兵、民兵、豫後備兵、國民兵等）ニ付テハ右人員ノ數及其ノ服シタル勤務日數ヲ記載スル説明書ヲ右報道ニ添附スベシ

右諸表ハ前記説明書ト共ニ毎年遅クトモ、、、、日ニ事務總長ニ依リ作成セラレ且公表セラルベシ

第三十條(第四編)ノ附屬離形表 (註)

(註) 第三十條附屬離形表ニ關シテハ左記代表ノ留保參照

獨逸國代表	報告書第百八十七項
英帝國代表	同 第百九十項
佛蘭西國代表	同 第百八十九項
日本國代表	同 第百九十一項
「トルコ」國代表	同 第百八十八項及第七十七項

陸軍及軍隊的(陸軍)組織團體ニ於テ當該年度中ニ達シタル日割平均人員ノ離形表

締約國		第一表 本國駐屯陸軍		第三表 陸軍合計		第四表 本國駐屯軍隊的組織團體	
甲	乙	含人員ヲ明テ表員(イ)總人 員ラ記別ニ於(ロ)本 員ヲルセニ於(ハ)校	將	含人員ヲ明テ表員(イ)總人 員ラ記別ニ於(ロ)本 員ヲルセニ於(ハ)校	將	含人員ヲ明テ表員(イ)總人 員ラ記別ニ於(ロ)本 員ヲルセニ於(ハ)校	將
		ノセリ 軍人他	トモ 少ク	ノセリ 軍人他	トモ 少ク	ノセリ 軍人他	トモ 少ク
		シ給依スリ兵人ハXチ法 セリテ人(報達ハ超定 ラノ員方道セエ勤務 ミ約ナ法ザタル期 ベ國徴ニハル月間 供集依徵軍モ	(ニ)勤務期間ガ	シ給依スリ兵人ハXチ法 セリテ人(報達ハ超定 ラノ員方道セエ勤務 ミ約ナ法ザタル期 ベ國徴ニハル月間 供集依徵軍モ	(ニ)勤務期間ガ	シ給依スリ兵人ハXチ法 セリテ人(報達ハ超定 ラノ員方道セエ勤務 ミ約ナ法ザタル期 ベ國徴ニハル月間 供集依徵軍モ	(ニ)勤務期間ガ
		育ル定法道意(ホ) 壯未ニノノ的 丁教依規國報	(ホ)任	育ル定法道意(ホ) 壯未ニノノ的 丁教依規國報	(ホ)任	育ル定法道意(ホ) 壯未ニノノ的 丁教依規國報	(ホ)任
		含人員ヲ明テ表員(イ)總人 員ラ記別ニ於(ロ)本 員ヲルセニ於(ハ)校	將	含人員ヲ明テ表員(イ)總人 員ラ記別ニ於(ロ)本 員ヲルセニ於(ハ)校	將	含人員ヲ明テ表員(イ)總人 員ラ記別ニ於(ロ)本 員ヲルセニ於(ハ)校	將
丁	丙	員當校ハ校又(ハ) 員又ノセリ(註)トモ ハ軍人他了務月X	少ク	員當校ハ校又(ハ) 員又ノセリ(註)トモ ハ軍人他了務月X	少ク	員當校ハ校又(ハ) 員又ノセリ(註)トモ ハ軍人他了務月X	少ク
		セリテ人(報達ハ超定 ラノ員方道セエ勤務 ミ約ナ法ザタル期 ベ國徴ニハル月間 供集依徵軍モ	(ニ)勤務期間ガ	セリテ人(報達ハ超定 ラノ員方道セエ勤務 ミ約ナ法ザタル期 ベ國徴ニハル月間 供集依徵軍モ	(ニ)勤務期間ガ	セリテ人(報達ハ超定 ラノ員方道セエ勤務 ミ約ナ法ザタル期 ベ國徴ニハル月間 供集依徵軍モ	(ニ)勤務期間ガ
		育ル定法道意(ホ) 壯未ニノノ的 丁教依規國報	(ホ)任	育ル定法道意(ホ) 壯未ニノノ的 丁教依規國報	(ホ)任	育ル定法道意(ホ) 壯未ニノノ的 丁教依規國報	(ホ)任
		含人員ヲ明テ表員(イ)總人 員ラ記別ニ於(ロ)本 員ヲルセニ於(ハ)校	將	含人員ヲ明テ表員(イ)總人 員ラ記別ニ於(ロ)本 員ヲルセニ於(ハ)校	將	含人員ヲ明テ表員(イ)總人 員ラ記別ニ於(ロ)本 員ヲルセニ於(ハ)校	將
		員當校ハ校又(ハ) 員又ノセリ(註)トモ ハ軍人他了務月X	少ク	員當校ハ校又(ハ) 員又ノセリ(註)トモ ハ軍人他了務月X	少ク	員當校ハ校又(ハ) 員又ノセリ(註)トモ ハ軍人他了務月X	少ク

(註) 本數字ハ條約署名ノ際ニ於ケル締約國ノ徵兵制度ノ陸軍ニ於テ現行中ノ最長勤務期間ニ依リ決定セラルベシ

海軍ニ於テ當該年度中ニ達シタル日割平均人員ノ雛形表

甲 乙 丙 丁				締 約 國	
				(イ) 總人員 テ別ニ明記 セラルル人 員ヲ含ム	第六表 海 軍
				(ロ) 將 校	
				(ハ) 少ク 月ノ勤務ヲ 完了セル他 ノ人員	
				(ニ) 國道ノ規定 ニ依ル未 育壯丁	
				(イ) 總人員 テ別ニ明記 セラルル人 員ヲ含ム	第七表 軍隊的(海軍)組織團體
				(ロ) 將 校	
				(ハ) 少ク 月ノ勤務ヲ 完了セル他 ノ人員	
				(ニ) 國道ノ規定 ニ依ル未 育壯丁	

(註) 本數字ハ條約署名ノ際ニ於ケル締約國ノ徴兵制度ノ海軍ニ於テ現行中ノ最長勤務期間ニ依リ決定セラルベシ

空軍ニ於テ當該年度中ニ達シタル日割平均人員ノ雛形表

締約國					第八表 本國駐屯空軍		第九表 海外駐屯空軍		第十表 空軍總計	
甲	乙	丙	丁		(イ) 總人員 (本表ニ於テ別ニ明記セラ ル人員 ヲ含ム)	(ロ) 少ク モ(註) 月ノ勤務 ヲ完了セ ル人員 (將校(士 官)及兵 (卒))	(ハ) (任意 的報道) 國法ノ規 定ニ依 ル未 教育壯 丁	(イ) 總人員 (本表ニ於テ別ニ明記セラ ル人員 ヲ含ム)	(ロ) 少ク モ(註) 月ノ勤務 ヲ完了セ ル人員 (將校(士 官)及兵 (卒))	(ハ) (任意 的報道) 國法ノ規 定ニ依 ル未 教育壯 丁
					(イ) 總人員 (本表ニ於テ別ニ明記セラ ル人員 ヲ含ム)	(ロ) 少ク モ(註) 月ノ勤務 ヲ完了セ ル人員 (將校(士 官)及兵 (卒))	(ハ) (任意 的報道) 國法ノ規 定ニ依 ル未 教育壯 丁	(イ) 總人員 (本表ニ於テ別ニ明記セラ ル人員 ヲ含ム)	(ロ) 少ク モ(註) 月ノ勤務 ヲ完了セ ル人員 (將校(士 官)及兵 (卒))	(ハ) (任意 的報道) 國法ノ規 定ニ依 ル未 教育壯 丁
					(イ) 總人員 (本表ニ於テ別ニ明記セラ ル人員 ヲ含ム)	(ロ) 少ク モ(註) 月ノ勤務 ヲ完了セ ル人員 (將校(士 官)及兵 (卒))	(ハ) (任意 的報道) 國法ノ規 定ニ依 ル未 教育壯 丁	(イ) 總人員 (本表ニ於テ別ニ明記セラ ル人員 ヲ含ム)	(ロ) 少ク モ(註) 月ノ勤務 ヲ完了セ ル人員 (將校(士 官)及兵 (卒))	(ハ) (任意 的報道) 國法ノ規 定ニ依 ル未 教育壯 丁
					(イ) 總人員 (本表ニ於テ別ニ明記セラ ル人員 ヲ含ム)	(ロ) 少ク モ(註) 月ノ勤務 ヲ完了セ ル人員 (將校(士 官)及兵 (卒))	(ハ) (任意 的報道) 國法ノ規 定ニ依 ル未 教育壯 丁	(イ) 總人員 (本表ニ於テ別ニ明記セラ ル人員 ヲ含ム)	(ロ) 少ク モ(註) 月ノ勤務 ヲ完了セ ル人員 (將校(士 官)及兵 (卒))	(ハ) (任意 的報道) 國法ノ規 定ニ依 ル未 教育壯 丁

(註) 本數字ハ條約署名ノ際ニ於テ締約國ノ徵兵制度ノ空軍ノ現行中ノ最長勤務期間ニ依リ決定セラルベシ

軍隊的(空軍)組織團體ニ於テ當該年度中ニ達シタル日割平均人員ノ雛形表

締約國					第十一表 本國駐屯軍隊的（空軍） 組織團體		第十二表 海外駐屯軍隊的（空軍） 組織團體			
甲	乙	丙	丁		(イ) 總人員（本表ニ於テ別ニ明記セラ ル人員ヲ含ム）	(ロ) 少クトモ （註）月ノ勤務ヲ完了 セル人員（將校（士官） 下士官、兵卒及各級職員）	(ハ) （任意的報道） 國法ノ規定ニ依ル未教育壯丁	(イ) 總人員（本表ニ於テ別ニ明記セラ ル人員ヲ含ム）	(ロ) 少クトモ （註）月ノ勤務ヲ完了 セル人員（將校（士官） 下士官、兵卒及各級職員）	(ハ) （任意的報道） 國法ノ規定ニ依ル未教育壯丁
					(イ) 總人員（本表ニ於テ別ニ明記セラ ル人員ヲ含ム）	(ロ) 少クトモ （註）月ノ勤務ヲ完了 セル人員（將校（士官） 下士官、兵卒及各級職員）	(ハ) （任意的報道） 國法ノ規定ニ依ル未教育壯丁	(イ) 總人員（本表ニ於テ別ニ明記セラ ル人員ヲ含ム）	(ロ) 少クトモ （註）月ノ勤務ヲ完了 セル人員（將校（士官） 下士官、兵卒及各級職員）	(ハ) （任意的報道） 國法ノ規定ニ依ル未教育壯丁
					(イ) 總人員（本表ニ於テ別ニ明記セラ ル人員ヲ含ム）	(ロ) 少クトモ （註）月ノ勤務ヲ完了 セル人員（將校（士官） 下士官、兵卒及各級職員）	(ハ) （任意的報道） 國法ノ規定ニ依ル未教育壯丁	(イ) 總人員（本表ニ於テ別ニ明記セラ ル人員ヲ含ム）	(ロ) 少クトモ （註）月ノ勤務ヲ完了 セル人員（將校（士官） 下士官、兵卒及各級職員）	(ハ) （任意的報道） 國法ノ規定ニ依ル未教育壯丁
					(イ) 總人員（本表ニ於テ別ニ明記セラ ル人員ヲ含ム）	(ロ) 少クトモ （註）月ノ勤務ヲ完了 セル人員（將校（士官） 下士官、兵卒及各級職員）	(ハ) （任意的報道） 國法ノ規定ニ依ル未教育壯丁	(イ) 總人員（本表ニ於テ別ニ明記セラ ル人員ヲ含ム）	(ロ) 少クトモ （註）月ノ勤務ヲ完了 セル人員（將校（士官） 下士官、兵卒及各級職員）	(ハ) （任意的報道） 國法ノ規定ニ依ル未教育壯丁

(註) 本數字ハ條約署名ノ際ニ於テ締約國ノ徵兵制度ノ空軍ノ現行中ノ最長勤務期間ニ依リ決定セラルベシ

第三十一條 (註)

(註) 左記代表ノ留保參照

獨逸國代表 報告書第九十四項
伊太利國代表 同 第九十四項

締約國ノ法域内ニ於テ青年ガ成年ニ於テ軍事豫備教育ヲ義務的ニ受ケタルトキハ右締約國ハ該年ノ終了後、月以内ニ右青年ノ數ヲ國際聯盟事務總長ニ通知スベシ

前記報道ハ毎年遅クトモ、、、日ニ事務總長ニ依リ公表セラルベシ

第三十二條

關係締約國ハ徵兵ノ方法ニ依リ自國ノ陸軍、海軍及空軍並ニ陸、海及空ノ軍隊の組織團體ニ夫々徵集セラルル人員ニ關スル法律上ノ規定ニ關シ左ノ報道ヲ各年ノ終ニ於テ國際聯盟事務總長ニ送付スベシ

(一) 第一勤務期間ノ總日數

(二) 爾後ノ期間ノ總日數

前記報道ハ毎年遅クトモ、、、日ニ事務總長ニ依リ公表セラルベシ

第三十三條 (註)(註)

(註) 獨逸國代表ノ留保參照 報告書第二百一項

(註) 本條ニ關シ意見ヲ表明スル爲ニハ各政府ハ規定セラルベキ種目ノ數及性質並ニ本條約第十條ニ掲ゲラルル制限ニ關スル附屬書ノ規定ト關聯シテ右ノ如ク採用セラレタル公表ノ様式ニ關スル豫算專門委員會ノ報告書ヲ考慮スベシ

各締約國ハ標準雛形ニ從ヒ作成セラレ且自國ノ陸軍、海軍及軍隊の組織團體ノ軍用機材ノ維持、購入及製造ノ爲ノ各豫算年度中ノ實際支出額ヲ機材ノ種類別ニ依リ示ス一覽表ヲ右各年度ノ終了後、月以内ニ國際聯盟事務總長ニ送付スベシ
右一覽表ニ掲ゲラルル報道ハ毎年遅クトモ、、、日ニ事務總長ニ依リ公表セラルベシ

第三十四條

締約國ハ第二編乙章第一附屬書ニ依リ制限ヲ免除セラレタル艦船以外ノ各艦船ニシテ本條約ノ實施後締約國ニ依リ又ハ締約國ノ爲ニ又ハ締約國ノ法域内ニ於テ起工セラレ又ハ竣工セラレタルモノノ起工ノ日及竣工ノ日ノ後夫々一月以内ニ左記細目ノ報道ヲ國際聯盟事務總長ニ送付スベシ

(イ) 龍骨据附ノ日及左ノ細目

艦船ノ艦種別及(當該艦船ガ締約國ノ爲ニ建造セラルルニ非ザル場合ニハ)何國ノ爲ニ建造セラルルヤ

「トン」及「メートル」式「トン」ニ依ル基準排水量

主要寸法即チ水線全長、水線ニ於ケル又ハ水線下ノ最大幅員

基準排水量ニ於ケル平均吃水

最大備砲ノ口徑

(ロ) 竣工ノ日及右ノ日ニ於ケル當該艦船ニ關スル前記細目

前記報道ハ事務總長ニ依リ直ニ一切ノ締約國ニ通告セラルベク且毎年遅クトモ、、、日ニ事務總長ニ依リ公表セラルベシ

第三十五條

各締約國ハ第十九條ニ從ヒ建造セラレタル船舶ノ名稱及「トン」數ヲ國際聯盟事務局ニ通知スベシ此ノ型式ノ現存船舶ニ付テハ右通知ハ本條約ノ批准後二月以内ニ爲サルベシ建造セラルベキ船舶ニ付テハ右通知ハ竣工ノ際ニ於テ爲サルベシ

第三十六條 (註)

(註) 獨逸國代表ノ留保參照 報告書第二百六項

本條附屬雛形諸表ニ定メラルル航空機ノ各類別ニ關シテハ報道ノ交換ハ本條約第二十五條及第二十六條ニ掲ゲラルル航空

機ガ各年ニ於テ達シタル數及總馬力（竝ニ飛行船ニ付テハ總容積）ノ最大限ノ數字ニ付行ハルベシ
右目的ノ爲ニハ各締約國ハ自國ニ關シ右諸表ガ作成セラルルニ必要ナル報道ヲ各年ノ終了後、月以内ニ國際聯盟事務總
長ニ送付スベシ

右諸表ハ毎年遅クトモ、、、日ニ事務總長ニ依リ作成セラレ且公表セラルベシ

(註) 左記代表ノ留保參照

獨逸國代表	報告書第二百六項及第二百五十五項
「トルコ」國代表	同 第二百七項及第七十七項

四

				第三表 陸軍、海軍及空軍ノ飛行船			
締約國	(イ) 軍隊ノ飛行船合計		(ロ) 在本國飛行船 (任意的)		(ハ) 在海外飛行船 (任意的)		(ニ) 航空母艦搭載飛行船 (任意的)
	數	力總馬積容	數	力總馬積容	數	力總馬積容	
甲							
乙							
丙							
丁							

第三十七條 (註)

(註) 獨逸國代表ノ留保參照 報告書第二百十二項

非軍用航空ニ關シ公表ヲ確保スル爲各締約國ハ其ノ法域内ニ於テ登録セラレタル非軍用飛行機及飛行船ノ數及總馬力ヲ各年ノ終了後、月以内ニ國際聯盟事務總長ニ通知スベシ各締約國ハ又非軍用航空ニ對シ使用セラレタル經費(該經費ガ政府ニ依リ使用セラレタルト地方官憲ニ依リ支出セラレタルトヲ問ハズ)ノ額ヲ通知スベシ
前記報道ハ毎年遅クトモ、、、日ニ事務總長ニ依リ公表セララルベシ

第三十八條 (註)

(註) 獨逸國代表ノ留保參照 報告書第二百五項

各締約國ハ標準雛形〔本條附屬書(註)〕ニ從ヒ作成セララル自國ノ陸軍、海軍及空軍ノ爲ノ各豫算年度中ノ實際支出總額ノ一覽表ヲ右各年度ノ終了後、月以内ニ國際聯盟事務總長ニ送付スベシ
右一覽表ニ掲グルラル報道ハ毎年遅クトモ、、、日ニ事務總長ニ依リ公表セララルベシ

(註) 本附屬書ノ作成ニ關シテハ豫算専門委員會ニ依リ提案セララルコトヲ要スル標準一覽表雛形ガ會議ニ於テ提出セララルベシ

第五編 化學兵器 (註)

第三十九條

(註) 獨逸國代表ノ留保參照 報告書第二百二十九項及第二百三十項
締約國ハ窒息性、毒性又ハ類似ノ瓦斯及一切ノ類似ノ液體、物體又ハ方法ヲ相互條件ノ下ニ戰爭ニ使用セザルコトヲ約ス
締約國ハ一切ノ細菌學的戰闘手段ヲ絶對的ニ使用セザルコトヲ約ス

第六編 一般規定

甲章 常設軍縮委員會

第四十條 (註)

(註) 佛蘭西國代表ノ留保參照 報告書第二百三十八項

本條約ノ履行ヲ注視スルノ任務ヲ有スル常設軍縮委員會ヲ國際聯盟ノ所在地ニ設置ス該委員會ハ、、、、、、
(會議ニ依リ決定セラルベキ國名表)ノ政府ニ依リ夫々任命セラルルX(會議ニ依リ決定セラルベキ數字)名ノ委員ヨリ
成ル

委員ハ其ノ屬スル政府ヲ代表スルコトナシ委員ノ任期ハX年トス但シ再任セラルルコトヲ得委員ハ其ノ任期中ハ死亡、任
意の辭職又ハ重大且長期ノ疾病ノ場合ノ外交迭セラルルコトヲ得ザルベシ
委員ハ専門家ニ依リ輔佐セラルルコトヲ得ベシ

第四十一條

委員會ハ假議長及假副議長ヲ選舉シ竝ニ其ノ規程ヲ作成スル爲本條約ノ實施ノ日ヨリ三月以内ニ國際聯盟事務總長ノ招集
ニ依リ第一回ノ會合ヲ爲スベシ

委員會ハ爾後ハ其ノ規程ニ依リ定メラルベキ期日ニ於テ毎年一回當然通常會議ヲ開催スベシ

委員會ハ右ノ外本條約ニ依リ規定セラルル場合又ハ一締約國ノ請求アル都度議長ノ招集ニ依リ臨時會議ヲ開催スルコトヲ
要スベシ

第四十二條

委員會ハ本條約ノ規定ヲ基礎トシテ其ノ規程ヲ作成スル爲ノ全權ヲ有スベシ

第四十三條

委員會ハ少クトモ其ノ委員ノ三分ノ二ノ參加アル場合ノ外職務ヲ行フコトヲ得ズ

第四十四條

委員會ニ自國ノ國籍ヲ有スル委員ヲ有セザル各締約國ハ特ニ自國ニ利害關係アル問題ガ委員會ニ提出セラルル場合ニ一名ノ特別ノ委員ヲ該委員會ニ派遣出席セシムルノ權利ヲ有スベシ

第四十五條

委員ハ各一票ノミヲ有ス

委員會ノ一切ノ決議ハ會議ニ出席セル委員ノ多數決ニ依リ採擇セラルベシ

第五十條及第五十二條ニ規定セラルル場合ニ於テハ討議ニ關係セル締約國ニ依リ任命セラレタル委員ノ表決ハ多數決ノ計算ニ際シ算入セラルルコトナシ

場合ニ依リ少數側ノ報告書ヲ作成スルコトヲ得

第四十六條

各委員ハ自己ノ責任ニ於テ、委員會ニ提出セラレタル問題ノ審査ニ際シ委員會ニ對シ闡明シ得ル者ノ陳述ヲ聴取セシメ又ハ之ニ諮問セシムルノ權利ヲ有スベシ

第四十七條

各委員ハ自己ノ提出セル意見又ハ提言ガ委員會ノ何レノ報告書（必要アルトキハ別個ノ報告書ノ形式ニ依ル）ニ於テモ考慮セラルルコトヲ要求スルノ權利ヲ有スベシ

第四十八條

委員會ノ一切ノ報告書ハ本條約又ハ委員會ノ規程ニ依リ各場合ニ付明記セラルル條件ノ下ニ一切ノ締約國及國際聯盟理事

會ニ通告セラレ且公表セラルルコトヲ要スベシ

第四十九條

常設軍縮委員會ハ締約國ニ依リ報道ニ關スル該國ノ國際義務ノ履行トシテ國際聯盟事務總長ニ提供セラルル一切ノ報道ヲ受クベシ

委員會ハ前記報道及責任アル箇ヨリ出デ且委員會ニ於テ注意スルノ要アリト認ムル他ノ報道ニ關スル一ノ報告ニシテ本條約ノ履行ニ關スル現状ヲ示スモノヲ少クトモ毎年作成スベシ

本報告ハ直ニ一切ノ締約國及國際聯盟理事會ニ通告セラルベク且委員會ノ規程中ニ定メラルベキ日ニ於テ公表セラルベシ

乙章 除外例

第五十條

本條約ノ存続期間中ニ於テ一締約國ガ自國ノ安全ニ對スル脅威ヲ構成スルノ性質ヲ有スト認ムル狀況變化ノ生ズルトキハ該締約國ハ本條約中明白ニ戰時ニ於テ適用セラルベキ爲ノ規定以外ノ何レカ又ハ一切ノ規定ヲ自國ニ關スル限リ一時停止スルコトヲ得ベシ但シ

(イ) 右締約國ハ右一時的停止及其ノ範圍ヲ直ニ他ノ締約國ニ通告スルト同時ニ國際聯盟事務總長ヲ通ジ之ヲ常設軍縮委員會ニ通告ス

(ロ) 右通告ト同時ニ右締約國ハ前記狀況變化ニ關スル完全ナル説明ヲ他ノ締約國及同時ニ國際聯盟事務總長ヲ通ジ常設軍縮委員會ニ通報スベシ

次テ右他ノ締約國ハ斯クシテ生ジタル狀態ニ關シ速ニ協議スベシ

右一時的停止ノ理由存在セザルニ至ルトキハ右締約國ハ其ノ軍備ヲ本條約ニ於テ協定セラレタル限度迄縮小スベク且其ノ旨ノ通告ヲ直ニ他ノ締約國ニ送付スベシ

丙章 異議申立ノ手續

第五十一條

締約國ハ本條約ノ規定ノ違反ガ一切ノ締約國ニ關係スル問題ナルコトヲ認ム

第五十二條

本條約ノ存続期間中ニ一締約國ニ於テ本條約ノ他ノ一締約國ガ協定セラレタル數字ヲ超ユル軍備ヲ維持シ又ハ何レカノ他ノ方法ヲ以テ本條約ノ規定ニ違反シ若ハ之ニ違反スルノ意思ヲ有スト認ムルトキハ右一締約國ハ該事件ヲ國際聯盟事務總長ヲ通ジ常設軍縮委員會ニ付託スルコトヲ得

委員會ハ異議ヲ生ゼシメタル行動ヲ爲シタル締約國ガ希望ヲ表示シタルトキハ該國ノ代表者及當該問題ニ特ニ關係ヲ有シ且聽取ノ要求ヲ爲スベキ他ノ締約國ノ代表者ノ陳述ヲ聽取シタル後右ニ關スル報告ヲ能ク限リ速ニ締約國及國際聯盟理事會ニ提出スベシ右報告及一切ノ手續ハ能ク限リ速ニ公表セララルベシ

締約國ハ報告ノ結論ニ關シ遲滞ナク協議スベシ

直接關係ヲ有スル締約國ガ國際聯盟ノ聯盟國ナルトキハ理事會ハ本條約ノ遵守ヲ確保シ及國家間ノ平和ヲ擁護スル爲、聯盟規約ニ依リ同様ノ場合ニ自己ニ屬スル權利ヲ行使スベシ

丁章 最終規定

第五十三條 (註)

(註) 獨逸國代表ノ留保參照 報告書第二百七十三項

本條約ハ或締約國ガ其ノ陸軍、海軍又ハ空軍ノ軍備ヲ制限スルコトヲ受諾シ且斯クシテ右ノ事項ニ關シ各自ノ義務及權利ヲ相互ノ關係ニ於テ定メタル既存條約ノ規定ニ何等ノ影響ヲモ及ボスコトナシ

右條約ノ署名國ニシテ締約國タル、、、、、、、ハ本條約ニ依リ自國ノ軍備ニ關シ定メララル制限ガ前項ニ掲ゲラ

ルル規定(之ガ維持ハ右締約國ニ關シテハ本條約ノ遵守ノ必要條件ナリ)ニ關聯シテ自國ニ依リ受諾セラレタルコトヲ宣言ス

第五十四條

本條約ノ規定ノ解釋又ハ適用ニ關シニ又ハ二以上ノ締約國間ニ紛爭生ジ且該紛爭ガ當事國間ニ直接ニ又ハ他ノ何レカノ友誼的解決ノ方法ニ依リ解決セラレ得ザルトキハ當事國ハ其ノ内ノ一國ノ請求ニ依リ右紛爭ヲ常設國際司法裁判所又ハ當事國ノ選擇スル仲裁裁判所ノ決定ニ付託スベシ

第五十五條

本條約ハ締約國ニ依リ各自ノ憲法上ノ手續ニ從ヒ批准セラルベシ批准書ハ國際聯盟事務總長ニ寄託セラルベシ
本條約ハ批准書ガ、、、、、、(國名表ハ會議ニ依リ作成セラルベシ)ニ依リ寄託セラレタルトキ直ニ、批准書ヲ寄託セル各締約國ニ付實施セラルベシ

本條約ガ、、、、、、日迄ニ前項ニ依リ實施セラレザル場合ニ於テハ締約國ハ、本條約ヲ實施スルコトヲ得ルヤ否ヤヲ審議スル爲會合スルコトヲ事務總長ニ依リ求メラルベシ各締約國ハ右審議ニ參加スルコトヲ約ス右審議ハ、、、、、、前ニ開催セラルベシ(註)

(註) 本項ノ規定及必要ト認メラルコトアルベキ他ノ一切ノ補足的規定ガ署名議定書ニ掲ゲラルコト一層適當ナラザルヤ否ヤハ會議ノ決定ニ俟ツベキ所ナリ

第五十六條

各締約國ハ自國ニ關シ本條約ガ實施セラレタルトキ直ニ右條約ノ規定ノ實行ノ爲ニ必要ナル措置ヲ執ルベシ

第五十七條

第五十八條及第五十九條ノ規定ヲ留保シ本條約ハ引續キX年間效力ヲ有スベシ右期間ノ満了後ニ於テモ本條約ハ以下諸條

ニ明記セラルル條件ニ依リ修正セラレ、更改セラレ又ハ廢棄セラレザル限リ引續キ效力ヲ有スベシ

第五十八條

前條ニ規定セラルルX年ノ期間ノ終了前ニ於テモ本條約ノ實施後早クトモY年後ニ於テハ本條約ハ會議ニ會合スル締約國ニ依リ再審査セラルベシ右會合ノ日ハ常設軍縮委員會ノ意見及國際聯盟ノ非聯盟國タル締約國ノ意嚮ヲ確メタル後國際聯盟理事會ニ依リ決定セラルベシ

右會議ハ必要アル場合ニハ本條約ノ改訂ヲ爲シ且右ニ代ルベキ新規定ヲ作成スルコト（之ガ存續期間ヲ定メ且之ガ審査及必要アルトキハ之ガ爾後ノ改訂ニ關スル一般規定ヲ定メテ）ヲ得ベシ

第五十九條（註）

（註） 獨逸國代表ノ留保參照 報告書第二百九十五項

尙前條ニ示サルルY年ノ期間ノ終了前ニ於テモ本條約ノ實施後早クトモZ年後ニ於テ、本條約ニ規定セラルル約束ノ締結ノ爲ノ條件ガ技術上ノ變化又ハ特殊事情ノ發生ノ結果トシテ新ナル審査及必要アルトキハ右約束ノ改訂ヲ正當ナラシムル變更ヲ受ケタル場合ニハ常設軍縮委員會ノ同意ヲ得タル締約國ノ請求ニ依リ前條ニ定メラルル審査及改訂ノ手續ヲ行フコトヲ得ベシ

第六十條

前二條ニ規定セラルル條件ノ下ニ開催セラルル會議中ニ於テハ何レノ締約國モ本條約ヲ廢棄セントスルノ意志ヲ通告スルノ權利ヲ有スベシ

右廢棄ノ通告ハ通告ノ日ノ後二年ニシテ效力ヲ生ズベク且何レノ場合ニ於テモ第五十七條ニ掲ゲラルルX年ノ期間ノ滿了前ニ於テハ效力ヲ生ゼザルベシ

〈補〉

2 軍縮條約案ノ逐條説明書